公立大学法人大阪における就活ハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

公立大学法人大阪は、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを許さないことを宣言しています。ハラスメント被害を受けた被害者が速やかに声を上げ、救済できる仕組みの強化と風通しの良い組織風土の醸成に全力を挙げて取り組んでいます。

本法人における就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、本法人への就職活動中※1の求職者等※2が、本法人の教職員から受けるセクハラ、パワハラのことを指します。

セクハラとパワハラについてはその適用範囲を「本法人への就職活動中の求職者を含む」としています。これにより本法人への就職活動中の求職者が本法人の教職員からセクハラやパワハラを受けた場合、求職者は法人内に設置されたハラスメント相談窓口へ相談し、本法人のハラスメント相談のフローに沿った対応を受けることが可能になっています。

※1 「就職活動中」とは、採用面接だけではなく、説明会・セミナー、OB・OG 訪問、インターンシップ、内定取得後も含みます。

※2 「求職者等」とは、本法人への就職活動中の学生だけではなく、法人内の学部研究科、各研究室や附属病院等の各組織への応募者も含みます。

本法人における就活ハラスメントに該当する可能性のある言動の例

（セクハラとして）

・容姿や服装、体型に関する発言
・恋愛や結婚、性的志向に関する質問・発言
・結婚・出産後の勤務に係る質問・発言
・必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
・身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）　など

（パワハラとして）

・食事等の席（飲み会など）への参加の強要
・圧迫質問を行い精神的に追い詰めるなど高圧的な態度で求職者を威圧する行為
・求職者の人格、価値観や生き方を否定する発言
・内定や選考通過を条件に不当な要求（他からの内定の辞退を求めるなど）をする行為
・無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為
（深夜の課題提出、短期間での過度な課題など）　など

本法人における就活ハラスメンへの対応

法人内に設置する以下のハラスメント相談窓口にて相談を受け付けます。

通常のハラスメント対応フローに沿って対応し、相談したことによって不利益が生じることはありません。

発生した就活ハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案を発生させないよう対策を検討いたします。

ハラスメント相談窓口 ＞

システム障害のため、相談受付は一時中断しています。
最新の情報は「臨時お知らせサイト」でご確認ください。

なお、本学の学生として就活中に本法人以外からハラスメントにあった場合は、学生課キャリア支援室へご相談ください。